

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

準備書面(6)

2025年10月15日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

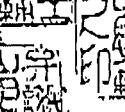
弁護士	小林亮淳
同	長澤健
同	加藤芳
同	尾林大
同	山崎大
同	山田大



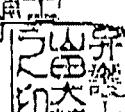
う山弁護士印



う山弁護士印



う山弁護士印



う山弁護士印

本書面は、被告準備書面(3)第5「法的保護に値する社会的評価の低下がないこと(その3)」の考慮要素として、本件が、長時間の表現における「一部分」であることを補充するものである。

第1 長時間・長文の表現における「一部分」の名誉毀損の成否

1 東京地裁平成10年7月27日判決(判タ991号200頁)

この事案は、雑誌記事に関する事案であるが、長時間・長文の表現における表現では、一部分の記述が主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り名誉毀損は成立しないことを指摘している。本件の参考として引用する。

同判決は、「一般に、新聞、雑誌等における特定の記事の中の記述が、他人の社会的評価を低下させるものとして不法行為を構成するか否かは、単に記述の断片的な文言だけからではなく、当該記述の配置や本文全体の中での構成、前後の文脈、見出文の有無、活字の大きさ、当該記事の趣旨・目的等の諸般の事情を総合的に斟酌した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、これによって一般の読者が当該記述から受ける印象及び認識に従って、判断する必要がある。」とした上で、「本件記事の趣旨・目的は、原告を誹謗中傷することにあるのではなく、まさにその見出しのとおり自民党執行部の弱体について論評すること」、「本件問題部分は、自民党執行部の一員である原告に他の執行部の面々と同様に自民党をまとめる力がないことについての一つの例証の記載の中の一部分にすぎず、記述の分量自体が絶対的に小さいというだけでなく、その本件記事に占める割合は、内容的にも分量的にも従たるものにすぎないこと」、「本件問題部分は、これまで報道機関が繰り返し報道してきた事実及びこれから合理的に推測されるところの事実をふまえ、これらの事実を簡潔にまとめて記載したものにすぎず、それ以上に新たな事実を付加し、これを具体的に掲示するものではない」こと等を指摘し、「本件問題部分が本件記事の趣旨・目的に照らして適当な表現のみを用いた記述とはいえず、原告がそれに対し、幾何かの不快の念を抱くようなことがあったとしても、一般の読者の通常の注意と読み方を基準とした場合に、本件問題部分が、本件記事の主題に対する印象を離れて独自に本誌の読者に印象を与えることは相当に難しく、本件問題部分による原告の社会的評価の低下はそれがあったとしてもごく僅かなものにすぎないことは明らかである」として、名誉毀損の成立を否定した（下線部は被告代理人によるもの。）。

このように、雑誌記事のような長文記事の中の一部分についての名誉毀損が問題となった場合、前後の文脈や当該記事全体の趣旨・目的等をふまえて、一

般読者によって当該記述が当該記事の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り、名誉毀損は成立しないとされている。

上記の趣旨は、本件のように、長時間の演説の一部発言についての名誉毀損が問題となっている場合も、同様に当てはまると考えられる。

2 本件演説の検討

被告準備書面（3）で述べたとおり、本件演説は、全体として、権力側が岸田大軍拡の信認を目指し、与党権力の大攻勢の4つの攻勢が始まっているという情勢分析を行い、これに対して選挙戦での本格的な取り組みを呼びかけるものである。そのなかで、4番目の攻勢として、反共攻撃をさらに進めるものとして松竹問題を捉え、原告の本件書籍の出版や新聞・雑誌のインタビュー記事に関わる背景について論評したものに過ぎない。

本件演説の主題は、権力側が軍拡の信認のために、大きくいって、4つの攻勢をかけてきているという国會議員としての情勢分析である。情勢分析の主眼は、あくまで与党権力の動向であり、原告の品性や資質ではない。

そして、本件発言が、被告の演説のうちごくわずかな時間や分量でしかないことからすれば、演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものでなかつたことは明らかである。

よって、本件では、原告の法的保護に値する社会的評価の低下はないというべきである。

以上